

(平成24年8月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年12月まで
② 昭和57年11月から61年3月まで

私の国民年金の加入記録を年金事務所で確認したところ、申立期間①及び②が、国民年金保険料を納付していない期間となっていることが判明したため、当該年金事務所に記録の訂正を依頼したが、「コンピュータ上に記録が無く、紙の台帳も廃棄されているので訂正できない。」との回答であった。

その後、年金手帳に貼付してあった昭和49年12月の領収書を見付け、年金事務所に提示した結果、同年同月分の納付記録の訂正が認められたが、他の期間については訂正が認められなかった。

年金事務所も当時の資料を保管していないにもかかわらず、領収書が見つかった期間しか記録の訂正が認められないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直前の昭和49年12月27日に国民年金に任意加入し、同日に同年12月の国民年金保険料を納付している上、申立期間直後の51年1月から国民年金被保険者資格を喪失する57年11月までの期間の保険料を全て納付していることが確認できることから、保険料の納付意思があったものと考えられる。

また、申立期間①直前の昭和49年12月の国民年金保険料について、当初、オンライン記録では未納とされていたが、平成23年5月20日に、申立人の所持する領収書に基づき、納付済みに記録が訂正されていることが確認できる上、同一年度内に保険料の一部未納期間がある場合、本来特殊台帳が存在する必要があるが、申立人に係る同台帳の存在は認められず、行政側の記録管理の不備

が認められる。

一方、申立期間②について、申立人は、「昭和 57 年 11 月当時、国民年金被保険者資格の喪失申出を行う理由は無く、継続して国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳において、同年 11 月 18 日に同資格を喪失したことが記載されている上、A 市が作成した申立人に係る昭和 57 年度分国民年金被保険者収滞納一覧表においても、資格喪失申出があったことを原因として、同年 11 月以降保険料が賦課されていない記録となっていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない期間となっている。

また、申立人は、申立期間②に係る国民年金保険料の納付方法、納付時期、納付金額等についての記憶が明確ではない。

さらに、申立期間②における申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月21日から同年10月1日まで

夫は、昭和33年4月にA社に入社し、平成5年6月に同社を退社したが、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落している。申立期間も同社に継続して勤務していたはずなので、申立期間を同被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

D企業年金基金から提出された申立人に係る基金掛金情報及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和34年10月1日に同社C営業所から同社E営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和34年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から提出されたF公共職業安定所作成の失業保険被保険者転出届受理通知書によると、申立人の転勤年月日は昭和34年9月21日となっており、公共職業安定所及び社

会保険事務所の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として社会保険事務所に届けたと推認され、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。